

田野畑村・普代村・野田村上下水道事業地方公営企業会計支援業務

業務提案審査要領

令和 7 年 3 月

田野畑村 普代村 野田村

「田野畑村・普代村・野田村上下水道事業地方公営企業会計支援業務」業務提案審査要領

令和7年度「田野畑村・普代村・野田村上下水道事業地方公営企業会計支援業務」の受託候補者を選定するための業務提案審査については、次のとおりとする。

1 審査会

- (1) 本業務に係る業務提案の審査については、田野畑村、普代村及び野田村の職員から選出した審査委員により審査するものとする。
- (2) 審査会では、参加者から提出された業務提案書等について、「2 審査項目、審査事項及び配点」により審査を行う。

2 審査項目、審査事項及び配点

配点は100点満点とし、審査項目及び審査事項ごとの配点は次のとおりとする。

審査項目		審査事項	配点
1 業務を適正かつ確実に実施できる能力を有していること	業務実績	・本業務に類する業務について豊富な経験を有しているか	20 点
	人員体制	・専門分野の資格を有しているか ・業務を適正かつ確実に遂行できる職員構成や職員配置であるか	20 点
	参考見積書	・業務の提案内容と整合がとれており、単価や経費が妥当あるか ・委託予定上限額以内であるか	10 点
2 業務提案の内容		・会計処理の支援方法は効率的かつ有効的な内容となっているか	40 点
		・独自の工夫があるか	10 点

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された業務提案書等及び参加者による審査会でのプレゼンテーションに基づいて実施する。
- (2) 審査会の審査委員は、業務提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行うものとする。
- (3) (2)の評点の合計に基づき、最も高い評価を得た提案者を受託候補者とする。なお、審査は非公開とする。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、審査会において業務提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。
- (5) 対面によるプレゼンテーションを原則とするが、参加状況その他の都合により、オンラインによるプレゼンテーション若しくは書面のみによる審査とし、プレゼンテーションを実施しない場合がある。その際は、事前に書面で通知する。